

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都板橋区四葉一丁目1番8号

氏名 有限会社丸松産業

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 取締役 松崎 一志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 長崎 幸太郎



許可の年月日 令和 3 年 6 月 24 日

許可の有効年月日 令和 8 年 6 月 23 日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん
	以上16種類
	※ ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。
	上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成 8 年 6 月 24 日	新規許可
令和 3 年 8 月 18 日	許可の更新
令和 3 年 8 月 18 日	事業範囲変更許可(取り扱える産業廃棄物の種類の追加)

5 積替え許可の有無

有 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 無